

ポストコロナ時代における社会教育の意義と役割

松永由弥子¹⁾ 角替弘規²⁾

The meaning of social education post COVID-19

MATSUNAGA Yumiko TSUNOGAE Hiroki

Abstract

The purpose of this paper is to think about the meaning of social education post COVID-19, while referring various activity example. Referring to night study room in the Shizuoka city, school supporter in the Fukuroi city or Shimada city, special needs education based on ICF, social education will play an important role among public education in the future.

本稿の目的は、ポストコロナ時代における社会教育のあり方を検討することである。しずおか自主夜間教室、袋井北小学校「ともえサポーターズ」、しまだはつくら寺子屋の事例、ICFの考え方に基づく障害児教育を参照する中で、社会教育は、今後公教育において、重要な役割を果たすと予想される。

Keywords : ポストコロナ、社会教育、生涯学習、学習権、保障、公教育、ICF、個別最適な学び

I. はじめに

本稿の目的は、ポストコロナ時代の社会が抱える諸問題とそれらに対する具体的な社会教育の活動事例を参照しながら、今後の社会教育のありかたについて検討することである。

本稿を着想した一つの出発点は、1985年3月29日の第4回ユネスコ国際成人教育会議において採択された「学習権宣言」である。ここで学習権は以下のように定義されている。

「学習権とは、
読書の権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手立てを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である」³⁾。

この「学習権宣言」の視点から、今日の日本社会における学習権保障はどのような状況にあるのかを考察した際に、そこに見いだし得る何らかの課題に対して、社会教育からはどのような手立て・アプローチが可能なのか、検討を進めることにする。

II. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

周知のとおり、2020年初頭から日本国内で拡大を見せた新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19と表記)の拡大は、社会の様々な側面に甚大な影響を及ぼした。それは多くの人々に直接の健康被害を与えただけでなく、学校の閉鎖、労働時間の短縮、さらには休職や解雇など就学就業のあり方に大きな

1) 静岡産業大学スポーツ科学部
〒438-0043 静岡県磐田市大原1572-1
Ⅲ.V.VI.VIIを担当

2) 静岡県立大学食品栄養科学部
〒422-8526 静岡県静岡市駿河区谷田52-1
I.II.IVを担当

1) *Faculty of Sport Science, Shizuoka Sangyo University*
1572-1 Owara, Iwata, Shizuoka, 438-0043, Japan.

変化を与え、それらによってかなりの経済的被害を被った人々も少なくない。そしてそれらの影響によって、人々の社会的な活動の範囲が狭められ、社会に多くの分断をもたらした。2021年10月現在、COVID-19感染の第五波は一応の落ち着きを見せているが、これが最終的な感染収束へ向かうかどうかについては予断を許さない。海外の状況を見れば感染者の拡大が収まらない状況にあることを考えれば、今後第五波を上回る感染拡大があっても不思議ではない。すなわち、これからも当面の間はCOVID-19がもたらした様々な社会生活様式への影響を多かれ少なかれ被ったまま、我々は生活していなければならないことが示唆されるのである。

一方で、COVID-19がもたらした直接的な被害と合わせて留意しなければならないのは、COVID-19による影響が、社会的に弱い立場に置かれている人々に対して、とりわけ強い困難を強いていることが顕在化したということである。

例えば、2020年3月2日から春休みにかけて急遽行われた全国の小中学校と高校、特別支援学校への臨時休校は⁴⁾、夫婦共働きの世帯、あるいはシングル家庭にとっては子育て上の重大な問題を引き起こした。とりわけパート労働などの非正規雇用にある保護者たちの中には、子どもの休校・在宅を理由とする休暇を思うとおり取得することができず、仕事を辞めることを余儀なくされるなどの影響がみられた。同時に、テレワークによる就業等の就業環境の変化によって家族間の関係にも変化がみられる事例も散見された。このような中、解雇や労働時間の短縮によって経済的収入が不安定になった保護者によるDV被害の増加など、看過できない様々な問題が顕在化している。

こうした多くの諸問題はCOVID-19の拡大を契機に初めて出現したのではなく、すでにCOVID-19が拡大する以前から日本社会が構造として抱えてきた課題が感染拡大を契機に顕在化したものとみることができる。では日本社会が構造的に抱えてきた課題とは何だろうか。

ここでは今後の社会教育の姿を模索する観点から次の三点を指摘したい。

一つは急速な高齢化の進展と少子化の進行を背景とした社会保障費の増大と長期的な労働力不足である。馬居(馬居・角替2020)⁵⁾は国立社会保障・人口問題研究所による推計データを用いた1950年から2060年までの年齢人口別人口と割合の推移を示しながら、65歳以上の老年人口割合と15歳未満の年少人口、そして15歳から65歳までの生産年齢人口の割合について検討している。そして1950年に35.4%であった年少人口割合が2020年には12.5%、2060年には10.2%に減少すること、同じように老年人口割合が4.9%から28.9%、そして38.1%へと急拡大することを示している。この結果として、これまでもそして将来的にも生産年齢人口が減少し続けていくこと、さらに老年人口割合が増え続けることによって社会保障費とその負担が急拡大することについて警鐘を発している。現在と同じ水準の社会保障サービスを想定するのであれば、今後生産年齢人口の減少を埋め合わせるだけの労働力を社会内外から調達することが必要であり、日本社会は既にその段階の緒に就いていると言える。

新たな労働力として期待されるのは、ひとつには高齢者自身である。一度は労働の場から身を引いた高齢者の再雇用あるいは定年の延長によって働き続けることを社会として要請するということである。

さらには女性である。これまでも女性の社会進出が促されてきたが、今後より一層女性が労働力として当たり前働くことが要請される。

そして外国人や障害者といった人々も日本社会で積極的に雇用される必要に迫られている。事実、外国人は、農林水産業や土木建築、流通配送業といった所謂エッセンシャルワークの部分で、かれらの労働力なしでは成り立たないと言われるほど貴重な労働力として捉えられている。

そこで二つ目に課題として指摘したいのは、高齢者、女性、外国人、障害者などの新たな労働力として今後一層の活躍が期待さ

れる人々に対する社会的公平さを担保する仕組みの脆弱さである。

例えば女性の子育てをめぐる状況を検討してみても、女性が子育てをするに当たっていかに多くの困難を抱えているかということは明らかである。コロナ禍以降、女性の自殺者の割合が急激に増大したことからそのことが窺える⁶⁾。コロナ禍以前より、女性の就労を巡っては、長い間、学卒後いったん就職したとしても結婚・出産を契機に離職、子育て後は非正規雇用の労働者としてパート労働に就くという、いわゆるM字型就労が一般的とされていた。しかしながら近年、社会としては女性の社会進出を要請し、M字型就労のMのカーブが緩くなる一方で、実際には子育てや家事負担については夫の理解は進まず、結果的に女性に多くのしわ寄せが向けられ、その状況はなかなか改善されないままにあるのが、多くの家族にいられる実情と捉えられる。このことは、子育てや家事労働を公平に分担しようとする社会的な仕組みが未だ十分に確立していないと考えることができるだろう。

さらに三つ目の課題として指摘したいのは、あらゆる市民を網羅する公教育の機会保障の脆弱さである。

2020年度から順次改訂が進んでいる最新の学習指導要領の総則をまとめた無藤隆は、その解説本(無藤ほか2017)⁷⁾において、これからの社会において重要なのは自らの必要に応じて必要な事柄を調べ学んでいく力でありスキルであると指摘している。こうしたことが可能となるためには、あらゆる市民に対する学ぶ機会としての公教育が等しく保障されていることが前提となる。

しかしながら、例えば外国人やその子どもに対する教育機会は十分に保障されているとは言いがたい状況にある。実際、長期に日本に滞在する外国にルーツのある子どもの高校進学率について見ると、日本人生徒の高校進学率が9割以上であるのに対して、外国ルーツの生徒たちのそれは6割にとどまるという調査結果も示されている⁸⁾。

1990年に出入国管理及び難民認定法が改正され、日系人に対する就労制限が撤廃された

ことを契機として、多くの南米出身者が来日し長期滞在者となった。その後およそ30年という歳月を経てもなお、日本の公立学校における外国ルーツの児童生徒の受け入れのあり様は自治体や学校においてもまちまちであり、公教育という枠組みで見た時に多くの疑問を抱かざるを得ない。今後も日本社会を支える一員として外国人を位置付けようとするならば、その子弟に対する教育のあり方を、少なくとも公教育として均質な機会が保障される仕組みが求められるところである。

以上3つの課題を念頭に置いた時、社会教育のあり方も含めた公教育制度の前提となる社会モデルはどのようなものなのだろうか。

この点について、教育・学習に関わって今後の社会モデルを模索してみよう。かつて生涯学習時代における高等教育のあり方を検討した村田(1999)の中で、高坂(1999)は⁹⁾、生涯学習が教育の機会均等を求める「ユネスコ型」と、リカレント教育など働きながら学ぶことに重点を置いた「OECD型」があると整理したうえで、長期間の労働後、労働から離れて余暇を楽しむといった伝統的生涯学習パラダイムから、人々が生涯働き続けるために必要な知識やスキルを学び続けるというポスト生涯学習パラダイムへと移行すると論じている。

その後2006年に改正された教育基本法の第3条においては、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と、生涯学習の理念が示され、今後人々が物心共に豊かな生活を送るために、生涯にわたり学び続ける生涯学習社会を目指すべきことが明記されている。

現代社会はまさに高坂の指摘するポスト生涯学習パラダイムに移行し、人々が社会における技術の進歩の加速に合わせて常に学び続ける必要に迫られており、学ぶことを停めることはともすれば社会的機会の喪失につながりかねない状況にあるとも言える。以前生涯

にわたって学ぶことが優雅に語られていた時代におけるニュアンスとは異なり、グローバルな経済競争の中で、自らの生き残りを賭けざるを得ない状況に人々が追い込まれていることが示唆されるのである。

社会教育は、このような必要に迫られた生涯学習を支える重要な教育の場であり、今日の社会教育のあり方を検討する上ではこうした幾分重大な側面も孕んでいるということを念頭に置く必要があると考える。

Ⅲ. 社会教育とは何か

ではここで一度、社会教育とは何かについて、簡単に整理しておきたい。

社会教育は、教育基本法第12条においては「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされ、学校教育と共に人々の学習を保障する公教育の一部とみなされている。また、本条における表現では、社会教育は家庭教育および学校教育以外のすべての教育を指すとされ、この定義は「広義の社会教育」と呼ばれる。

さらに、社会教育法第2条において「学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」とされ、社会教育は学校教育以外の組織的な教育活動をさす、すなわち狭義の定義が示されている。

前述の通り、2006年の教育基本法改正以降、我が国は本格的に、学校教育、家庭教育、社会教育による教育機会等の提供により生涯学習社会を目指そうとしている。この生涯学習について、文部科学省は平成30年度文部科学白書の中で生涯学習を「一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、

家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」と示している¹⁰⁾。繰り返しにはなるが、これらのことから「生涯学習」は社会を構成する個人一人ひとりがその生涯にわたって学習し続けることができる社会そのものについての理念や方向性を示すものであり、これらのうち家庭や学校以外における組織的な教育的活動を「社会教育」として捉えられるのである。

そして前節において示した、現代の日本社会が抱える構造としての課題を踏まえると、家庭教育や学校教育においてそのニーズを満たすことが困難な状況に置かれた人々こそが、重要な社会教育の対象者である、ということが言えるのではないだろうか。かれらは従来、家庭教育においても学校教育においても十分にその教育的ニーズを満たされることが叶わないまま、等閑視されてきたとも言える。かれらに対して、かれら自身が自らの社会的存在の意義を自覚し、就業を含めた社会参加の機会を得られるよう支援していくことは、大いに意味のあることではないかと考えられる。

折しも近年は国連においてSDGs（持続可能な開発目標）が提唱され、その中の目標の一つに「質の高い教育みんなに」が掲げられている。この目標は「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とされ、まさにこれまで日本社会において示されてきた生涯学習の方向性と一致し、今後の社会教育のあり方の一つを示唆しているといえる。すなわち、従来の学校教育では救いきれなかった学習者を今一度社会教育が支えることで、誰もが社会参加の機会を得られるよう促進することが、これからの社会教育に与えられた役割であろう。

Ⅳ. しずおか自主夜間教室の事例

上記のような役割は、具体的にどのような実践において認められるのであろうか。静岡県内には様々な社会教育団体が存在し、それぞれが活発な活動を進めているが、本節では

外国ルーツの人々や形式的卒業者等を対象として昨年新たに立ち上がってきた活動の一つを事例として取り上げたい。

以下、取り上げるのは2020年から活動が立ち上がった「しずおか自主夜間教室」（以下「夜間教室」と称する）の取り組みである¹¹⁾。

「夜間教室」の活動が構想されたのは2020年3月頃であるが、その理念と目的については「マニュアル」に以下のように示されている。

「学びたい方すべてに教育の機会を確保し、共に学び、共に成長していく学びの場と作りたいたいと考えている。年齢、国籍は関係ない。さまざまな事情により十分に学ぶことができなかつた方すべてが対象である。いろいろな理由から学校で勉強ができなかつた人、中学校を卒業していても、『もう一度学んでみたい、学びなおしたい』という方、日本に住む外国ルーツの人等が参加していただける教室にする。私たちは学習者と共に学び続け、歩み続ける存在でありたい。」

この教室の目的が、学習者の年齢や性別、国籍などを問わず、かれらが抱えている学習のニーズに応えるべく、共に学んでいこうとする姿勢にあることに注目したい。とりわけ、その活動の主たる対象を学校教育に十分適応することが叶わなかつたであろう人々として、ことに留意したい。

さらに「マニュアル」によれば「夜間教室」の位置づけは「ボランティア等により自主的に行う自主夜間教室である。義務教育を卒業してない者等に対する重要な学びの場としたいと考えている。」とされており、「夜間教室」の活動は市民有志による自主的な活動でありながらも、そこには学校教育とのつながりが意識されており、とりわけ学校教育に十分に適応できなかった人々に対する学習等の取り組みを目指すものであることが明確に示されている。

上記の理念・目的と位置づけは「夜間教室」の具体的な役割と機能として以下に示す5点に整理されている。すなわち、

- ①学びの場
- ②一人ひとりの居場所

- ③元気を与えたり、もらったりする場
- ④情報を交換したり、収集したりする場
- ⑤自分の悩みや迷いを相談できる場である。

「夜間教室」を称する以上、その活動の中心が「学習」にあることは当然のことであろう。しかしながら、学習を中心としつつ、学習者にとっての「教室」がかれら一人ひとりの「居場所」と認識できること、そして「居場所」における「学び」を通じて、「元気を与えたりもらったりする」ことや「情報を交換したり収集」することや「自分の悩みや迷いを相談」する場所として機能することが目標とされていることが示されている。

実際の「夜間教室」は原則として月1回開催され¹²⁾、筆者（角替）もボランティアとして活動に参加している。会場は静岡市女性会館（アイセル21）を利用している。同様の社会教育団体やNPOにとって、固定した活動場所の確保は極めて重要な点である。毎回同じ時間に同じ場所で同じスタッフが活動する、そのことを繰り返すことで学習者の定着が図られるのである。活動場所が頻繁に変わることは、学習者の学習習慣の定着を阻害する要因となり得る。また活動に必要な教材や教具を活動場所に保管できることも重要である。これらは他から見た時には些末な点に思われるかもしれないが、活動の当事者にとっては極めて重要な点である。

「夜間教室」に参加する学習者の数はまだそれほど多いわけではなく、1回の開催で5名前後の学習者が参加している。毎回「夜間教室」の活動そのものは19時から20時30分までの90分間を原則とし、途中10分程度の休憩時間を挟んで前半を「学習の時間」、後半を「コミュニティの時間」として、学習者とスタッフがともにゲームなどのレクリエーションを通して交流を深める時間となっている。

講師役を務めるボランティアは、現職の学校教諭や元教諭、研究者や学生、日本語教師、福祉施設の職員、など様々な経歴の持ち主によって構成されている。このことが学習者の多様なニーズに対応できる柔軟さを保証して

いる。またスタッフとして参加しない方々でも、「夜間教室」に対する社会的関心は高く毎回ボランティアの数のに匹敵する見学者が訪れている。

「夜間教室」における学習支援の具体的方策についてはいまだ定まった方法は確立していないものの、その基本は学習者のニーズを正確に把握し、確認を進めつつ支援に当たるといふ点にある。

例えば2020年度において「夜間教室」に参加していた学習者は中学校時代に不登校に陥ったまま卒業を迎えた。しかしながら高校への進学を希望していたため、受験科目の復習と受験対策を中心とした支援が行われた。同時期に教室に通っていた別の学習者は、外国ルーツの学習者であったが既に成人しており就業もしていたが、日本語による会話の上達を希望していたため日本語の学習を中心とした支援が行われている。

同じ形式的卒業生、あるいは外国ルーツの方であっても、「夜間教室」に通うようになったきっかけや動機はさまざまである。外国ルーツの学習者に関しては、清水ら（清水・児島ほか2021）¹³⁾において明らかなように、そのエスニシティや来日経緯、母国での生活や出身階層などによって来日後の将来展望も家族関係も異なっている。外国ルーツである以上、日本語の学習が不可欠であることは多くの場合間違いはないものの、単に言語的な支援だけに力点を置いてしまうことは、必ずしもその学習者のニーズを満たしているとは限らないことも念頭に置くべきである。

その点において、「夜間教室」が学習者の「居場所」としての役割を果たすよう意識している点は注目に値する。

学習者が必要とすることを学びつつ、困ったことや悩み事を打ち明けられる関係を構築できること、かれらが必要とする情報を把握し適切なアドバイスを提供できること、こうしたことが積み重なることによって、学習者自身の学習動機がさらに強化されていくことが意識されているということである。

「夜間教室」の今後の課題は、学校側との連携をいかに構築していくかという点にあ

る。

現在「夜間教室」はその活動の拡大を目指してはいるものの、ボランティア・スタッフの多くは職に就いているため、その負担も考慮すると、月2回の教室開催が限界であると、考えられている。月2回（隔週）の活動であれば、受験対策の学習にせよ、日本語の学習にせよ、学習内容の定着にはおのずと限界がある。そのため、たとえ月2回の教室であってもその折に見られた様子や学習者の声を、学校等と共有し、または逆に学校での様子等を教室側で共有できれば、よりきめ細やかな支援が可能となると考えられるのである。

先に見たように、学校教育以外の場で行われるものを社会教育と捉えた場合、社会教育は学校教育とは独立した形で行われるべきだという解釈も可能であろう。しかしながら、学習者の実態を鑑みた時に、目ざすべきは社会教育の独立ではなく、学校教育とのスムーズな連携の構築である。そして、その仲介として教育行政による橋渡しが望まれるところなのである。

V. 第36期静岡県社会教育委員会が発表された事例

次に、2018年11月から2020年10月にかけて社会教育と子供の貧困について協議を重ねた第36期静岡県社会教育委員会¹⁴⁾で発表された2つの事例を取り上げる。本委員会では、子供の貧困の現状に対して社会教育は何ができるかを考えていく中で、人々の教育機会が不足している場合には、社会教育はそれを補う役割を誰に対しても担うことに意義があるとして、現状の事例や今後の課題を検討した。以下の2つの事例からは、外国につながりを持つ子供や貧困にさらされる子供にも対応できている社会教育活動の特徴をみることができる。

(1) 袋井北小学校「ともえサポーターズ」

「ともえサポーターズ」は、現在全国各地で行われている地域学校協働活動推進事業の一つである。地域学校協働活動は、小学校又は中学校を単位とし、社会総がかりで子供た

ちの学びや成長を支えるために、従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの地域住民・団体等が参画、協働して行う活動のことを言う。袋井北小学校の場合には、その活動団体及び活動を「ともえサポーターズ」と呼んでいる。

日頃は、登下校時の交通安全ボランティアや家庭科におけるミシンの授業補助、参観会や学校行事の際の駐車場誘導等の交通整理、校内外の見回りをを行い、学校の教育活動を支えている。長期休業時には、校内外の整理整頓、施設の修繕、校庭の植栽の剪定及び草刈り等を学校側の依頼に応じて幅広く活動している。

そのような活動の中で、特に力を入れているのが、学校や地域のニーズに応じて、外国につながりを持つ児童やその保護者に対して、市と協力して実施している日本語教室の開催等の学習支援である。とりわけ日本語力が乏しい外国につながりのある児童の支援に注力しているが、学校と地域が緊密に連携していることで、実情に合わせた支援が可能となっている。地域学校協働活動は社会教育活動のため、学校の教育課程外の活動であり、学習時間・内容についてその制約を受けることがなく、該当の児童の状況に応じて対応することができる。この学習支援を受けた児童は、確実に日本語能力を習得し、そのことが将来の貧困の予防につながっている。

(2) しまだはつくら寺子屋

「しまだはつくら寺子屋」は、静岡県教育委員会社会教育課が実施している「しずおか寺子屋」推進事業の一つである。この事業も、社会総がかりで子供たちの学びや成長を支えるためのものだが、特に、家庭における学習習慣をなかなか身に付けられる環境にない子供が、主体的に学習に取り組む習慣を身に付けられるよう、地域の教育力を活用して放課後等に学習支援を行う事業を、江戸時代の寺子屋になぞらえて「しずおか寺子屋」と称しているものである。その中で「しまだはつくら寺子屋」は、島田市初倉地区において行われている当該事業である。

対象となる児童・生徒は島田市初倉地区の3つの公立小学校の3年生と公立中学校の1～3年生である。小学生には、隔週1回放課後1時間、算数に特化した学習支援、中学生には長期休業中に数日間、5教科の学習支援が行われている。なお、小学生に対しては、各児童のニーズに応じて、長期休業中の学習支援や希望する高学年の児童への学習会や、保護者を対象とした家庭教育講座も実施した。

寺子屋での学習支援に際しては、参加児童・生徒の実態について必要な情報を学校側から入手できるほど、学校との連携が良くとれており、児童・生徒の実情に応じた学習支援が可能となっている。学校でも、特に学級担任がこの寺子屋事業を評価・信頼し、家庭訪問等で寺子屋事業を積極的に紹介して、児童・生徒の参加を働きかける等、学校と寺子屋の間で好循環が生まれている。この良好な連携により、貧困だけでなく、様々な生きづらさを抱えた子供たちが、寺子屋において学習支援を受けることが可能となっている。

さらに、継続的な寺子屋事業実施により、小学生の時に支援を受けた子供が、中学校や高校への進学後、後輩の小学生・中学生を指導するために寺子屋事業に参加するという教育の循環も生まれている。同時に、彼らは、後輩の指導を通し、人の役に立つ体験をし、自身の自己肯定感を高めたり、自分の居場所を有するようになったりしている。一般的に、貧困等の生きづらさを抱えた子供の自己肯定感は低いと言われるが、支援を受ける側から支援をする側に回ることで、学習支援を通して、学力が向上するだけでなく、心理的な成長も促されている。

なお、このような学習支援は、福祉分野でも行われているが、行政による支援の場合には、対象となる児童・生徒が世帯収入により限定される。社会教育分野での学習支援の場合には、対象を限定することなく、しかもこの支援は無償で行われているため、かえって生活困窮世帯に対して経済的にも心理的にも配慮が行き届き、きめ細かい支援が可能な取組になっている。

VI. 障害者の生涯学習支援と社会教育

障害者の学習保障については、2020年11月から始まった、第37期静岡県社会教育委員会の議論が参考になるだろう。この委員会では「誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて～全ての人が参画し、共に学び合う社会教育のあり方～」を諮問題に、2か月に1度のペースで協議を重ねているが、本年8月までに行われた5回の協議においては、特に障害者に焦点を当てて、その推進に向けて話し合いを重ね、去る9月15日には、静岡県教育委員会定例会において、委員長(松永)が中間報告を行った。障害者の生涯学習推進については、前述のような社会情勢の進展に伴い、国からも各地方自治体にその強化が求められているという状況もある。¹⁵⁾

5回の協議の中では、推進に向けての具体的な取組についても検討したが、その前に、障害に関する今日的な理解を深めることの重要性について、参加委員一同が認識を一にした¹⁶⁾。それは、委員の一人である特別支援学校長からの、現在の障害の捉え方としてICFの考え方が紹介されたことに端を発する。

ICFとは、2001年5月、WHO総会で採択された国際機能生活分類(International Classification of Functioning, Disability and Health)の略である。現在では、障害というもの、このICFの考え方を基に、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成された生活機能に支障がある状態を指すと捉え、その状態は、本人自身が有する機能障害等だけでなく、それらと環境因子等が相互に影響し合う事で生じるものとされている。すなわち、障害のある人が社会生活上で受ける制限は、その人の周りの環境を柔軟に変化させることによって、緩和或いは除去できると考えられている。例えば、商品選択ボタンが、高い所だけではなく、背の低い子供や車いす利用者でも届くような位置にも配置されている自動販売機は、ICFの考え方に基いて開発された機械の一つである。

そして、特別支援学校における教育は、現在、このICFの考え方に基いた教育活動が展開されているのだという。これまでは、

障害を有する児童・生徒が、各自が有する障害によって生じる社会参加の困難を可能な限り克服し、社会に適応していくために必要となる最低限度の力を身に付ける教育が主に行われてきた。しかし、現在では、このようなこれまでの教育を大切にしながらも、一人一人の困難さが一体どこにあるのかを環境因子等のかかわりからも十分に検討した上で、個々の実態に応じた指導内容を設定し、あわせて必要な支援は社会に求めていくようにして(これは「合理的配慮」と呼ばれている)、本人ができることを最大限に伸ばして、社会参加の質の向上を図ろうとする教育が、行われている。障害児ができないことばかりに目を向けて、それらを可能な限りできるように指導することよりも、彼らの優れたところを見つけ出し、その能力が最大限伸ばせるよう、周りの配慮や理解を得ながら、成長できるよう促す方向に変化してきているのである。

このような、個々の状況に応じて出来ることを最大限伸ばす学習支援は、これまでの学校教育よりも社会教育でよく行われている学習支援に類似している。一般的に、社会教育における学習者は、学習意欲、学びたい内容、利用したい学習方法・形態、学ぶための準備状況(レディネス)、学習成果の程度等、学習に関わる状況は一つたりとも同じではない。その個々の学習者のニーズに応じて、伸ばしたいと求めている能力がでさうる限り伸びるよう支援するのが、社会教育である。現時点では、障害そのものの捉え方が、いまだICFに基づいた考え方にはなっておらず、これからの普及を期待するしかないが、この考え方が一般的になれば、障害者の学習支援は、社会教育が最も得意とする分野となり得るかもしれない。

VII. おわりに～社会教育から教育改革へ～

現在、特別支援教育において行われている、このような個別でかつ各児童・生徒のできる場所、良いところを伸ばそうとする教育は、一般の公教育にも広がりを見せつつある。2021年1月に取りまとめられた中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、表題の通り、今後の学校教育において、児童・生徒一人一人に最適な学びを提供すること、あわせて学習集団における探究的・体験的な学びを協働して進めることで、「主体的・対話的で深い学び」を目指そうとしている。学校教育が、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、最適な学習環境を提供する方向に変化しているのである。

我が国に、近代公教育制度として学校が整備されたのは、明治時代、1872年の学制発布に始まるが、その時の学習集団はおそらく同一年齢であればほぼ同一の資質能力を有しているであろうという前提で編成され、そこに所属する子どもたちに一定の知識・技術を注入するものであった。その方式は、社会全体としては功を奏し、義務教育学校の就学率は明治時代が終わる頃には、ほぼ100%に達し¹⁷⁾、学校を中心とした公教育の提供が定着した。

しかし、明治維新より150年以上が経過し、時代は大きく変わり、既に述べた社会変動の中で、就学児童・生徒の状況は勿論、社会が求める人材も変化している。同一年齢だとしても同一の資質能力を有するという前提は崩れているようであるし、慢性的な労働力不足の中では、より多くの人々に、各自のことでよいからその能力を最大限発揮して仕事をしてほしいし、積極的な社会参加も求められる。そのような状況に対応するために、まさに、学習者個々の教育ニーズに合わせた教育機会の提供が、公教育に求められつつあると捉えられる。

一方で、もう一つの公教育の担い手である社会教育は、これまでも人々の多様なニーズに応えるために、さまざまな学習機会を提供してきた。そのノウハウは、令和型学校教育を構築するにあたり、大いに参考になるものであろう。この意味では、社会教育は、学校教育では救いきれなかった学習者を今一度支え、社会参加の機会を促すという学校教育の補完的な役割から一歩進んで、全ての人々に個別最適な学びを保障しようとするこれからの公教育を支える重要な要素を有する、学校

教育を変える或いは学校教育に代わる新たな公教育を担う先鞭的な役割を有しているとも捉えられるのではないだろうか。

VIII. 謝辞

本研究は静岡県立大学令和3年度教員特別研究推進費(区分2)「多文化共生社会を目指した地域社会及び学校教育の変容に関する調査研究」(代表者:静岡県立大学食品栄養科学部教育学研究室・教授 角替弘規)によるものである。

【引用参考文献】

- 3) <https://call-jsl.jp/therightttolearn/> (2021年10月30日最終アクセス、尚、改行は引用のまま)
- 4) 日本経済新聞の記事 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56131560X20C20A2MM8000/> (2021年10月31日最終アクセス)) 等より
- 5) 馬居政幸・角替弘規共編著『新訂版 人口減少時代の家庭・学校・地域・社会～生涯にわたる学びと教えの新たな可能性を求めて』NSK出版、2020年、
- 6) 厚生労働省の2021年版自殺対策白書の概要による (<https://news.yahoo.co.jp/articles/d91e5e5ffalf3c6a4de34f6bc9818c00f77ce558>(2021年10月31日最終アクセス))
- 7) 無藤隆解説、馬居政幸・角替弘規制作『学習指導要領のキーワード』明治図書、2017年
- 8) ベネッセ教育情報サイト「外国人生徒の高校進学率60%台にとどまる 進学支援で「多文化共生」へ」<https://benesse.jp/juken/202009/20200909-1.html>
- 9) 高坂健次「ポスト生涯学習のめざすもの」村田治編著『生涯学習時代における大学の戦略-ポスト生涯学習社会に向けて-』ナカニシヤ出版、1999年、pp.16-33
- 10) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201901/detail/1421865.htm
- 11) 以下の「夜間教室」に関わる記述は「し

ずおか自主夜間教室運営及びボランティアマニュアル」(2021年2月10日)を参考とした。

- 12) 2021年10月から月2回開催に変更された。各月第1回目は学習の時間とコミュニティの時間に分けて活動が行われるが、第2回目は学習者の学習ニーズに応じて自由に対応することとなっている。
- 13) 清水睦美・児島明・角替弘規・額賀美紗子・三浦綾希子・坪田光平著『日本社会の移民第二世代-エスニシティ間比較でとらえる「ニューカマー」の子どもたちの今』明石書店、2021年
- 14) 第36期静岡県社会教育委員会の議論の詳細等は、第36期静岡県社会教育委員会報告書『「社会教育と子供の貧困」～教育と福祉の連携に向けて～』静岡県教育委員会社会教育課、2020年、を参照。
- 15) 文部科学省総合教育政策局長「障害者の生涯学習の推進方策について(通知)」令和元年7月8日、を参照
- 16) これ以下の記述は、静岡県教育委員会定例会(2021年9月15日開催)における第37期静岡県社会教育委員会中間報告の資料別紙2を参考に作成した。
- 17) 教育制度研究会編『要説教育制度(新訂第三版)』学術図書出版社、2012年、p75